

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書

昨今の漁業をとりまく情勢は、コストに占める燃油費のウエイトが極めて大きい漁業にとって、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷のなかで収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

このような中、消費者に対して我々漁業者が国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要である。食料産業の存続のためには、軽油引取税の免税措置は不可欠な措置であり、今後とも軽油引取税の免税が継続的に行われるよう措置されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

平塚市議会